

独占禁止法審査手続についての懇談会の開催について

平成 26 年 2 月 12 日

内閣府特命担当大臣決定

1. 趣旨

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）の附則の規定に鑑み、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から必要な検討を行うため、内閣府特命担当大臣が高い識見を有する人々の参集を求め、意見を聴くことを目的として、独占禁止法審査手続についての懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2. 構成員

- (1) 懇談会は、別紙に掲げる有識者により構成し、内閣府特命担当大臣が開催する。
- (2) 内閣府特命担当大臣は、有識者の中から懇談会の座長を依頼する。
- (3) 懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 懇談会における議事の公表

座長は、懇談会の終了後、速やかに、当該懇談会の議事要旨を作成し、これを公表する。また、一定期間を経過した後に、当該懇談会の議事録を作成し、これを公表する。

4. 庶務

懇談会の庶務は、独占禁止法審査手続検討室において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、懇談会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
河野 康子	全国消費者団体連絡会事務局長
榊原 美紀	パナソニック株式会社知的財産センター 渉外・著作権チームリーダー 弁護士
泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
舟田 正之	立教大学名誉教授
三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科教授
矢吹 公敏	弁護士

[五十音順、敬称略、役職は平成 26 年 2 月 12 日現在]